

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

(5) 財産管理(物品、被服等)について

③結果

監査の結果(指摘事項の概要)	講じた措置
<p>エ. 領収書の管理について【環境事業所】(報告書 P99)</p> <p>各環境事業所においては粗大ごみ処理手数料及び動物死体収集の際に現金を入金する場合、それと引き換えに領収書を発行している。ここで、領収書は、「千葉市物品会計規則」第 5 条の消耗品に属し、別表第 1 の消耗品のうち、印刷物類に属する。したがって、物品取扱員または区物品取扱員を設置する所(環境事業所)に消耗品出納簿(別表第 7、様式第 7 号)の記帳義務が存する。</p> <p>しかし、収集業務課から各環境事業所へ払い出した領収書の数量については把握されているものの、各環境事業所においては領収書について管理簿等を作成していない。</p> <p>このように、領収書等の冊数管理・番号管理がなされていないことは、粗大ごみの直接搬入などにより現金の入金があった際に、使用されていない領収書を利用した公金等の窃用のリスクを残すことにつながり、内部統制の面で問題がある。</p> <p>したがって、消耗品であっても領収書等の性質上、会計面でも重要な消耗品について、今後は管理簿等により領収書等の冊数管理及び番号管理を徹底されたい。</p>	<p>各環境事業所において領収書管理簿を作成し、平成 28 年 4 月から、領収書の冊数番号及び領収書番号を領収書管理簿に記載することにより、管理を徹底している。</p>